

埼玉県医療的ケア児等支援者養成研修
埼玉県医療的ケア児等コーディネーター養成研修

総論①

埼玉県医療的ケア児等支援センター 袴田



総論①

- ・ 地域におけるこどもの発達と支援
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律
- ・ 埼玉県の実状



地域におけるこどもの発達と支援

<こどもの育ちと地域の関わり>

養育者は、様々な支援を得ながら、子育てをします
こどもは、様々な支援を得ながら、育ちます



保健センター、保育所、幼稚園、子育てサロン、ファミリーサポート、医療機関、
児童相談所、学校、塾、親族、ママ友、自治会、近所の人たち、随时出会う人

間接的にも…子育て支援施策の財源となる税金を支払う人たち、こども用イベントの
開催、こども用の設備やグッズを開発する人たち、インターネットで子育て情報をい
ろいろ発信してくれる人 などなど

★こどもに障害があっても、なくても、同じ。
保護者だけが、こどもを育てるのではありません。
様々な支援があって、こどもは育ちます。



地域におけるこどもの発達と支援

< 支援が必要なのは当たり前 >

初めての子育て。このやり方でいいの？ ちゃんとできてる？
こどものこの反応はなに？ みんなはどうしてるの？

- ・ 子育ての知識、スキルは自動的に湧き出てくるものではありません。
（「母親神話」はない）
- ・ 調べたり、教わったり、試行錯誤したりして子育てしていきます。
- ・ 子育て経験があっても、こどもはひとりひとり違うので、やはり悩みながら子育てします。

様々な子育て支援策を活用できると、抱え込まずに子育てできます。

→ 地域の力を活用して子育てする、社会の中で子育てする

例：3歳のこどもが言うことを聞かない。成長発達のことを相談したい。
そろそろ就労のことも考えたいので保育所についても知りたい。

以前、市役所でもらった「子育て応援book」に子育て相談のことが載っており、保健センターに電話してみたところ、子育てサロンを案内された。出かけてみると同年齢の子を連れたママに出会い、同じように苦労していることが分かった。保健師からは「この年齢にはよくあること」「気になるなら発達相談も受けられます」と教えられ、気持ちが軽くなった。そろそろ就労のことも考えていたので、保育所の情報も教えてもらった。その後、保育所を利用するようになり、こどもへの対処法についてなど、日ごろから保育士に相談できるようになった。



地域におけるこどもの発達と支援

< 支援が必要なのは当たり前…のはず？ >

初めて**医ケア児**を育てる。このやり方でいいの？ ちゃんとできてる？
こどものこの反応はなに？ みんなはどうしてるの？

再
掲

- ・子育ての知識、スキルは自動的に湧き出てくるものではありません。
（「母親神話」はない）
- ・調べたり、教わったり、試行錯誤したりして子育てしていきます。
- ・子育て経験があっても、こどもはひとりひとり違うので、やはり悩みながら子育てします。

様々な子育て支援策を活用できると、抱え込まずに子育てできます。
→ 地域の力を活用して子育てする、社会の中で子育てする

例：3歳の**医ケア児**について成長発達のことを相談したい。
そろそろ就労のことも考えたいので保育所についても知りたい。

以前、市役所でもらった「子育て応援book」に子育て相談のことが載っており、保健センターに電話してみたところ、「医療的ケア児のことはよく分からない」と言われた。そろそろ就労のことも考えていたので、保育所について聞いたところ、「担当ではないので保育課に聞いてほしい」と言われた。保育課に電話したところ「医ケア児の受け入れは前例がない」と言われ、相談に乗ってもらえなかった。

★**医ケア児**となると、当たり前の支援を得ることが困難



地域におけるこどもの発達と支援

<こどもは関わりの中で育つ>

- ・ 周りからの働きかけ、ふれあい、五感を刺激する関わりが、こどもの体験となって積み重なり、発達が促されます。
- ・ 様々な関わりを通じて、何をしているときに楽しいか、いやなのか、こどもの中で感覚が分化されていきます。
- ・ 本人がどのような感覚にいるのか、表情や体の動きなどを観察することで周りの人が推測できるようになると、本人の個性を知る手掛かりになります。

- ・ 初めは主たる養育者との2者関係から始まります。
- ・ 養育者との2者関係を基盤にして、徐々に他者との関係を広げていきます。
 - ・ 他者との関係を構築できるようになり、自立へ向かいます。

★大きな流れは、こどもに障害があっても、なくても、同じです。



地域におけるこどもの発達と支援

<こどもに関わる人、過ごせる場所を増やす>

- ・ 医ケア児の場合、医療的な課題などにより、経験できることに制限があることが多いです。
- ・ しかし、環境さえ整えば、経験できることも多くあります。
- ・ 多ければ多いほどいい、という一方向のものではないと思いますが、選択肢が確保されていることは大切です。

再掲

保健センター、保育所、幼稚園、子育てサロン、ファミリーサポート、医療機関、児童相談所、学校、塾、親族、ママ友、自治会、近所の人たち、随时出会う人
間接的にも…子育て支援施策の財源となる税金を支払う人たち、こども用の設備やグッズを開発する人たち、インターネットで子育て情報をいろいろ発信してくれる人などなど

★当たり前の支援が、医ケア児にも届くように



総論①

- ・ 地域におけるこどもの発達と支援
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律
- ・ 埼玉県の実状



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

総論①

- ・ 地域におけるこどもの発達と支援
- ・ 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律
- ・ 埼玉県の実状

埼玉県内の医療的ケア児の人数

(市町村調べ)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
医療的ケア児 の人数	490人	523人	709人	702人	860人	825人	922人

※各年度4月1日時点

- ・ 医療技術の進歩で救命できるようになった
- ・ 医療機器の進歩で生命維持ができるようになった
- ・ 把握できる人数が増えた



医療的ケア児と御家族の状況（実態調査）

埼玉県医療的ケア児者等実態調査

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/library-info/202201.html>

【調査概要】

1 調査目的

県内の在宅の医療的ケア児者等の実態調査を行い、市町村ごとの人数や年齢、当事者や家族のニーズを把握し、障害福祉施策の検討及び各市町村における支援体制構築に係る基礎資料を作成する。

2 調査対象者

- (1) 医療的ケア児者 障害の発生が18歳未満で、日常的に医療的ケアが必要な児者
- (2) 重症心身障害児者 障害の発生が18歳未満で、運動機能が座位まで、かつ知能（発達）発達指数35以下の障害児者
※知能（発達）指数が不明の場合は、運動機能が座位まで、かつ療育手帳④又はA所持者とする

3 調査方法 電子申請による

4 調査内容

(1) 基礎情報

氏名、性別、生年月日、住所、医療的ケアの有無、障害や病気の発症年齢、診断名、運動機能の障害、知的発達の段階、手帳の取得状況、日常的に必要な医療的ケアの内容、同居家族の状況、かかりつけ医療機関、利用可能な往診医、利用している訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所、現在の生活拠点、平日の日中に過ごしている場所、災害時に関すること。

(2) アンケート

日常生活に関すること、相談に関すること

5 調査期間 令和4年1月21日～3月31日

6 調査協力依頼機関

- (1) 医療機関（病院）
- (2) 特別支援学校、医療的ケア児が在籍する小中学校
- (3) 市町村
- (4) 県保健所、指定都市・中核市保健所
- (5) 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設
- (6) 障害児通所支援事業所、障害児入所施設
- (7) 訪問看護ステーション

7 回答者数 562名（県外、重複回答、明らかな調査対象外を除く）

- (1) 医療的ケア児者 450名（重症心身障害児者に該当する場合も含む）、18歳未満は336名
- (2) 重症心身障害児者等 112名

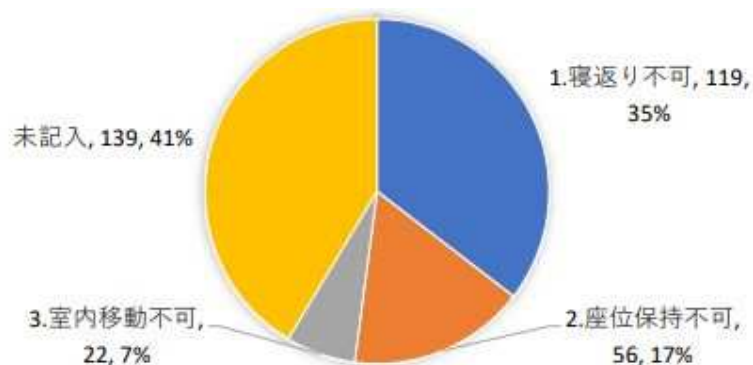


医療的ケア児と御家族の状況（実態調査）

埼玉県医療的ケア児者等実態調査結果（調査期間令和4年1月～3月）

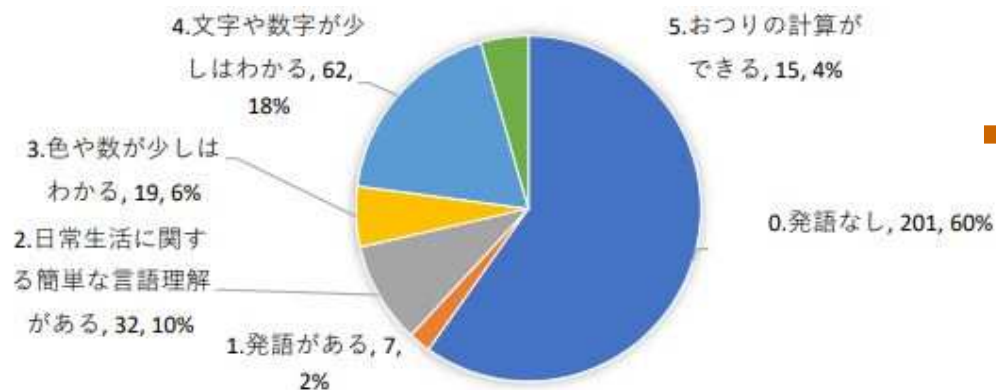
<18歳未満の医療的ケア児336名の状況>

①運動機能の障害



運動機能の重症度が高い

②発達段階



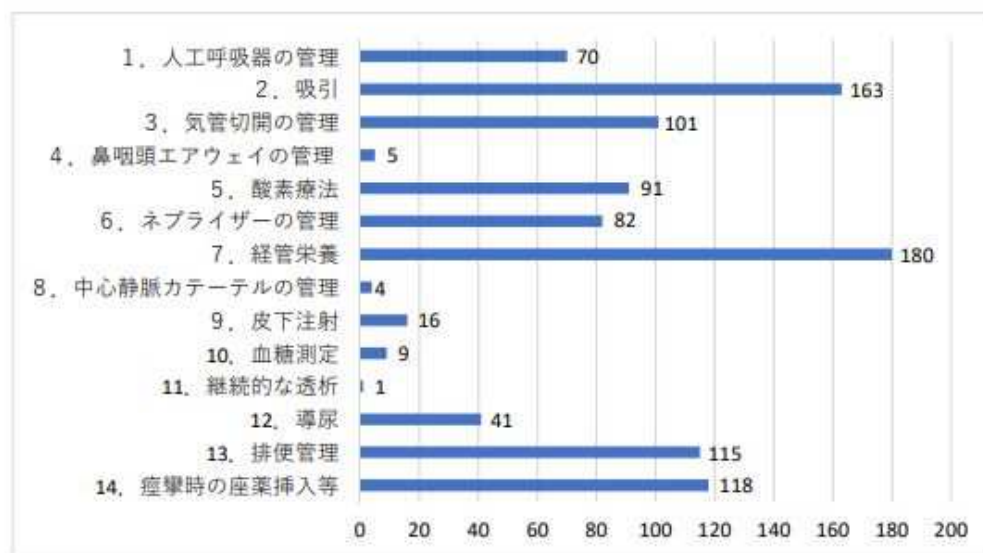
半数は発語がない

医療的ケア児と御家族の状況（実態調査から）

埼玉県医療的ケア児者等実態調査結果（調査期間令和4年1月～3月）

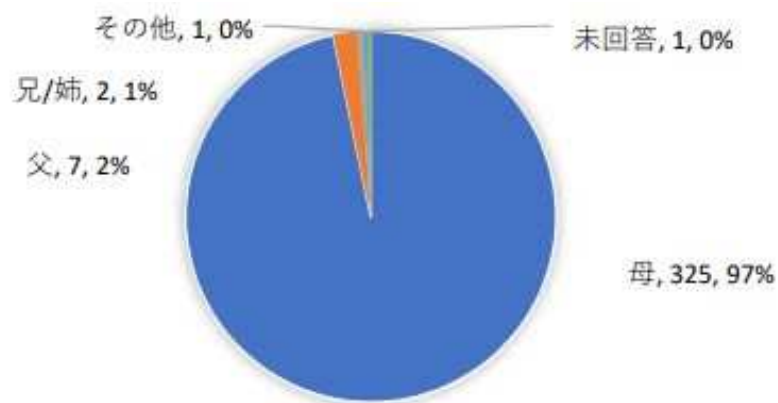
③日常的に必要な医療ケア

※複数回答



複数の医療的ケアが必要な児童が約66%

④主として介護（ケア）を行っている人

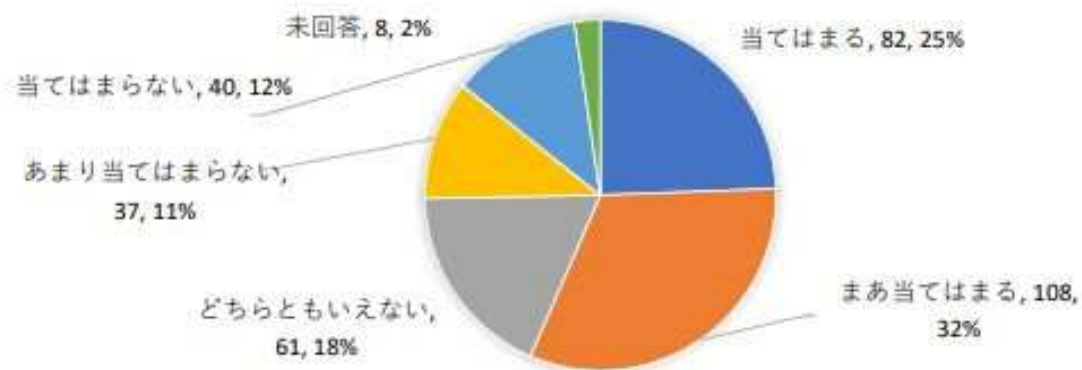


母親に負担が偏っている

医療的ケア児と御家族の状況（実態調査から）

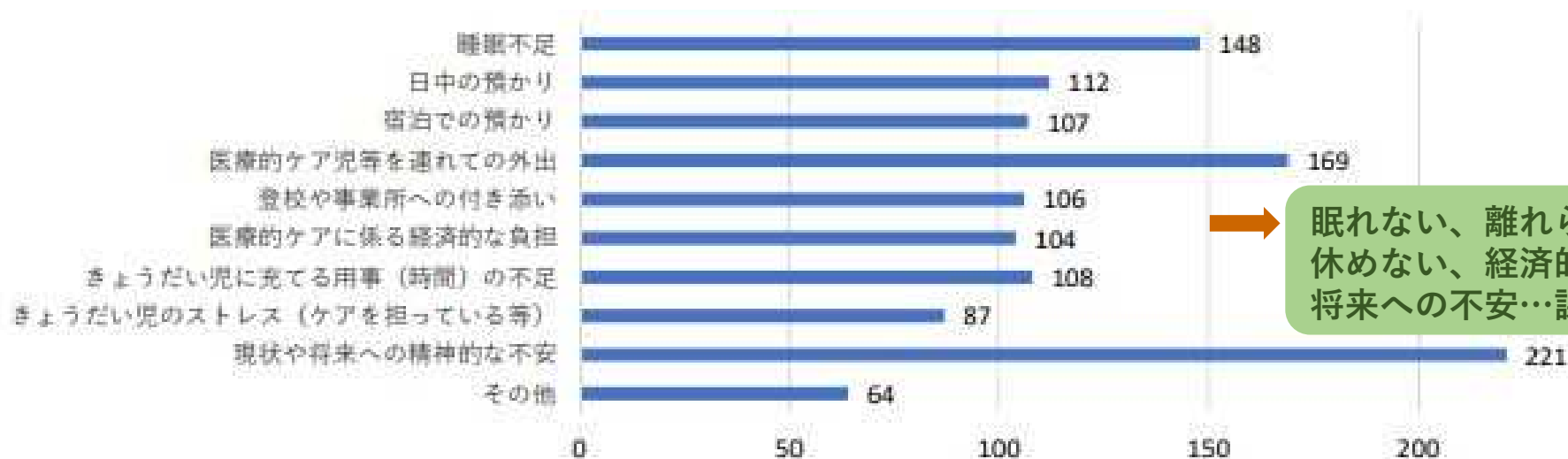
埼玉県医療的ケア児者等実態調査結果（調査期間令和4年1月～3月）

⑤医療的ケア児のそばからひと時も離れられない



「当てはまる」「まあ当てはまる」
が半数以上

⑥家族の課題や困りごと



眠れない、離れられない、
休めない、経済的な負担、
将来への不安…課題山積



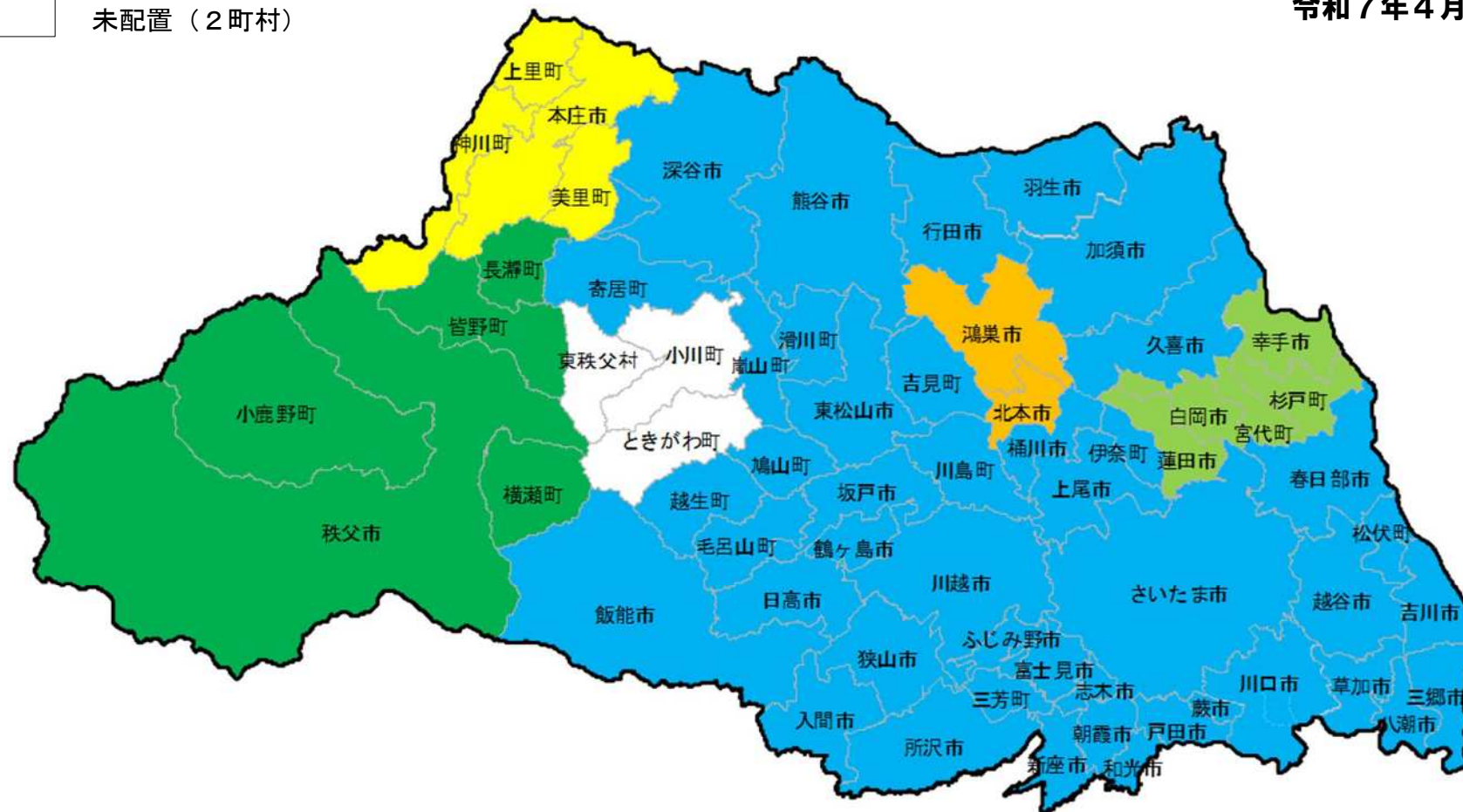
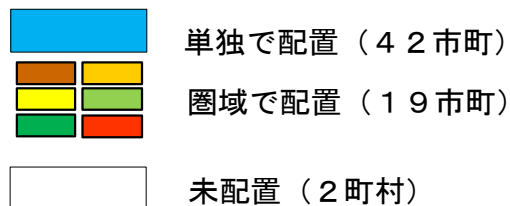
埼玉県内の医療的ケア基礎情報

		R6年度部会	R7年度部会
①	医療的ケア児の人数（市町村調べ）	825人（R6.4）	922人（R7.4）
②	重度心身障害児者の人数（市町村調べ） ※医ケア児者含む、①と重複あり	2,780人（R6.4）	2,732人（R7.4）
③	医療的ケア児支援のための協議の場の設置状況	53市町 （R6.4）	54市町 （R7.4）
④	医療的ケア児コーディネーターの配置状況	55市町・173人 （R6.4）	60市町・280人 （R7.4）
⑤	レスパイトケア実施短期入所事業所数（老健含む）	28か所 （R5.10）	28か所 （R7.3）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	20か所 （R6.4）	21か所 （R7.4）
⑦	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	265か所 （R6.4）	268か所 （R7.4）
⑧	医療的ケア児に対応できる保育所数	26施設（18市町） （R4）	37施設（20市町） （R5）
⑨	公立特別支援学校及び市町村立小・中学校等における医療的ケア児数（さいたま市含む）	特支 416人（R5） 小中 53人（R5）	特支 未公表（R6） 小中 未公表（R6）
⑩	公立特別支援学校及び市町村立小・中学校等における看護師配置数（さいたま市含む）	特支 93人（R5） 小中 50人（R5） （幼稚園1名含む）	特支 未公表（R6） 小中 未公表（R6） （幼稚園1名含む）
⑪	公立の特別支援学校及び市町村立小・中学校等における人工呼吸器を使用している通学生数（さいたま市除く）	特支 18人（R5） 小中 0人（R5）	特支 24人（R6） 小中 未公表（R6）

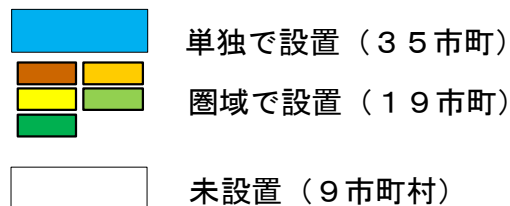
医療的ケア児等コーディネーター 配置状況

計 280 人が配置されている

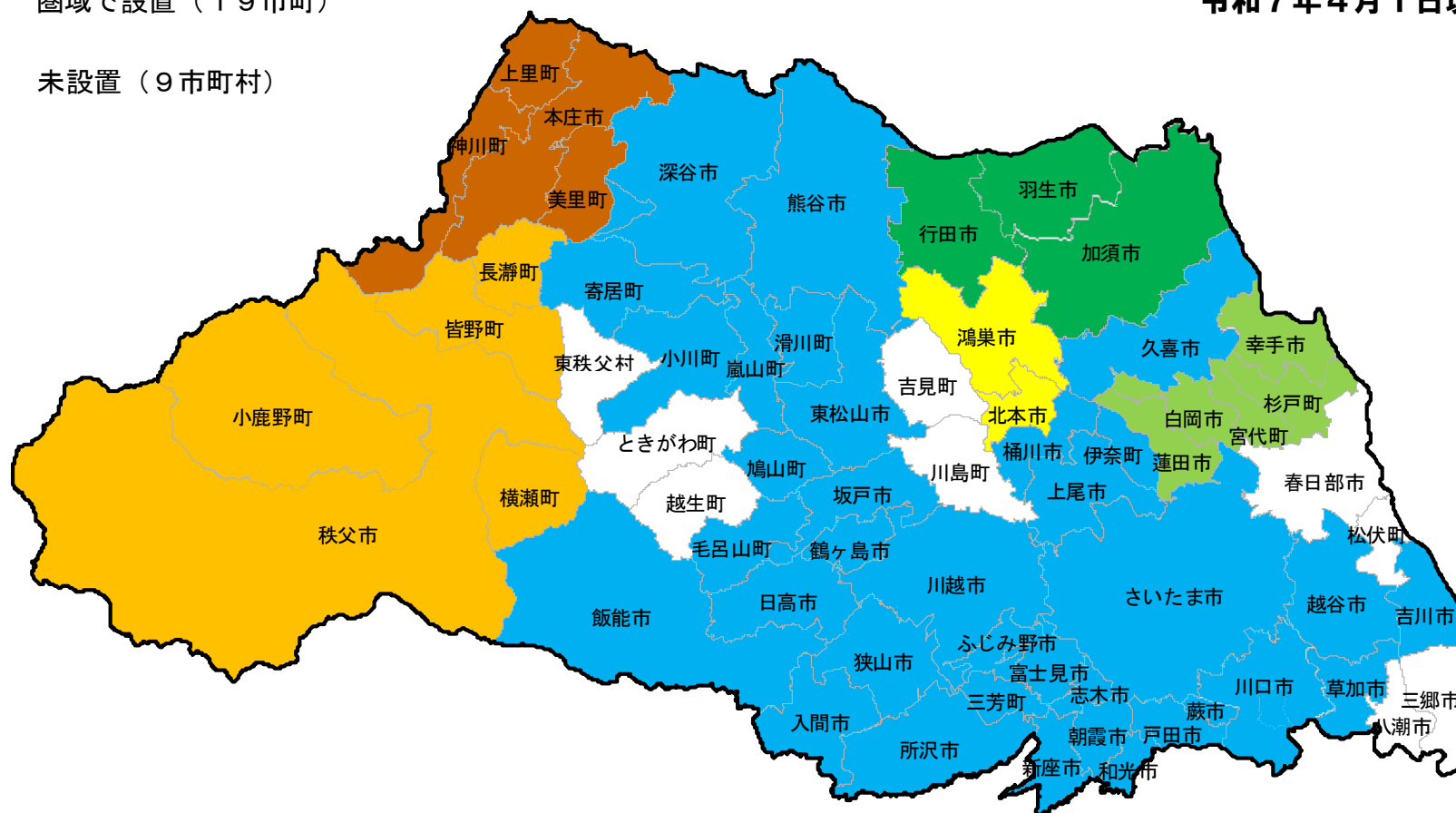
令和7年4月調査



医療的ケア児支援の協議の場 設置状況



令和7年4月1日現在



埼玉県医療的ケア児等支援センター

北部

地域センター たいよう

委託先：社会福祉法人清風会（熊谷市）

東部

地域センター ともに

委託先：社会福祉法人ともに福祉会（春日部市）

西部

地域センター かけはし

委託先：社会福祉法人埼玉医大福祉会（川越市）

県センター

県直営（さいたま新都心）

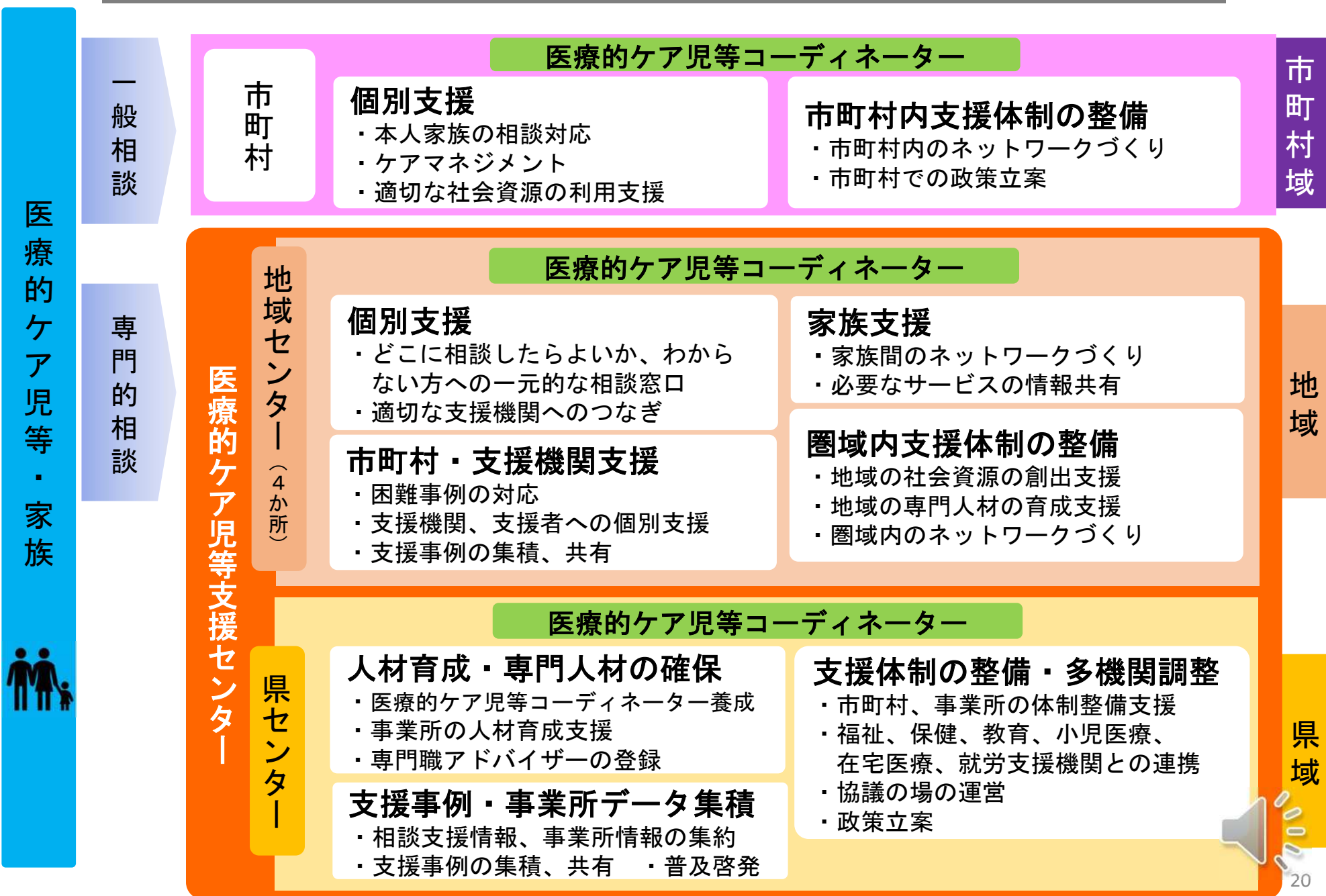


南部

地域センター カリヨンの杜

委託先：社会福祉法人桜楓会（さいたま市）

埼玉県における医療的ケア児等支援体制とセンターの機能



埼玉県医療的ケア児等支援センター相談状況 ①

令和6年度実績

1 センター別相談件数

センター	件数
地域センター かけはし	130
地域センター たいよう	98
地域センター とともに	42
地域センター カリヨンの杜	41
県センター	81
合計	392

2 相談方法

相談方法	件数
電話	312
メール	45
来所	20
訪問	9
その他	6

3 医療的ケア児者の年齢区分

年齢	件数
0歳	21
就学前（1～6歳）	75
小学生（6～12歳）	38
中学生（12～15歳）	11
高校生（15～18歳）	2
高卒後、18歳以上	18

4 相談者内訳

相談者	件数	割合
本人・保護者	89	23%
障害児者施設・事業所	50	13%
相談支援事業所	43	11%
保育所・認定こども園・幼稚園	3	1%
学校	5	1%
特別支援学校	7	2%
保健所・保健センター	35	9%
その他行政機関	89	23%
医療機関	31	8%
その他	40	10%

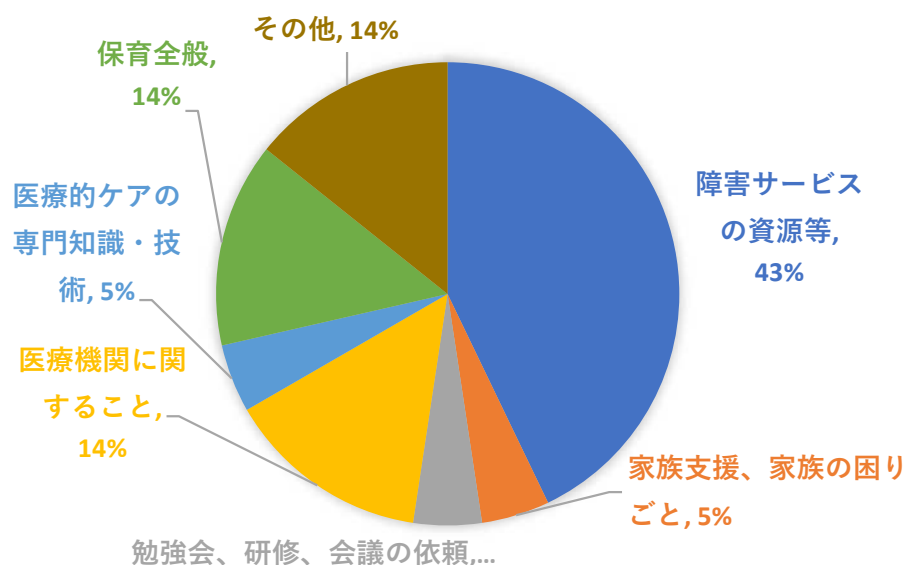
- ・ほとんどが電話相談
- ・保護者からの相談は全体の4分の1
- ・障害事業所からの相談が多く、次に市の障害担当課などの行政機関からの相談が多い。



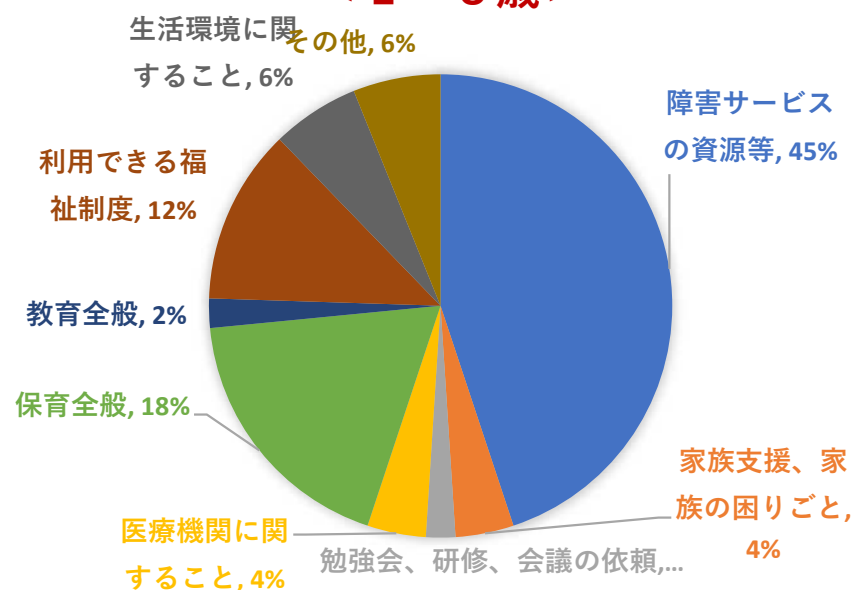
埼玉県医療的ケア児等支援センター相談状況 ②

5 0歳、就学前年齢の相談内容別割合

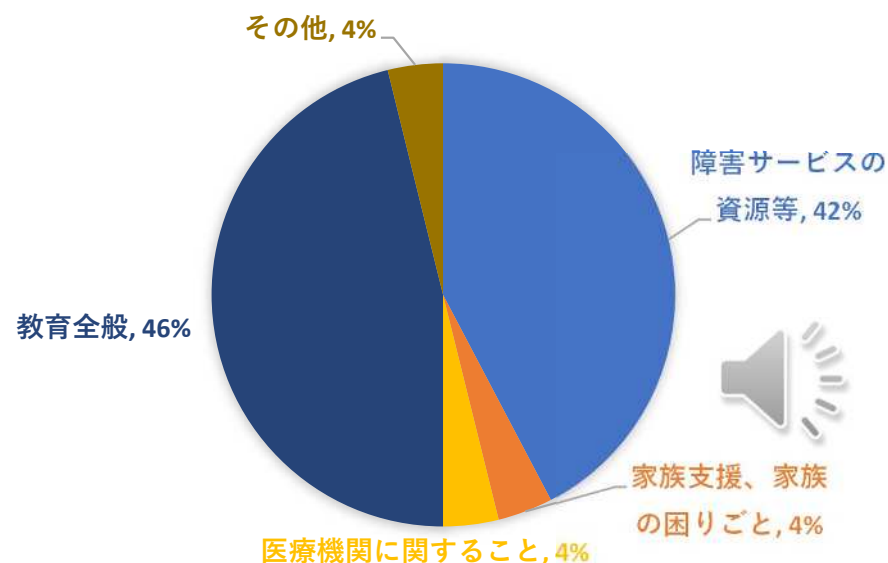
< 0歳 >



< 1～3歳 >



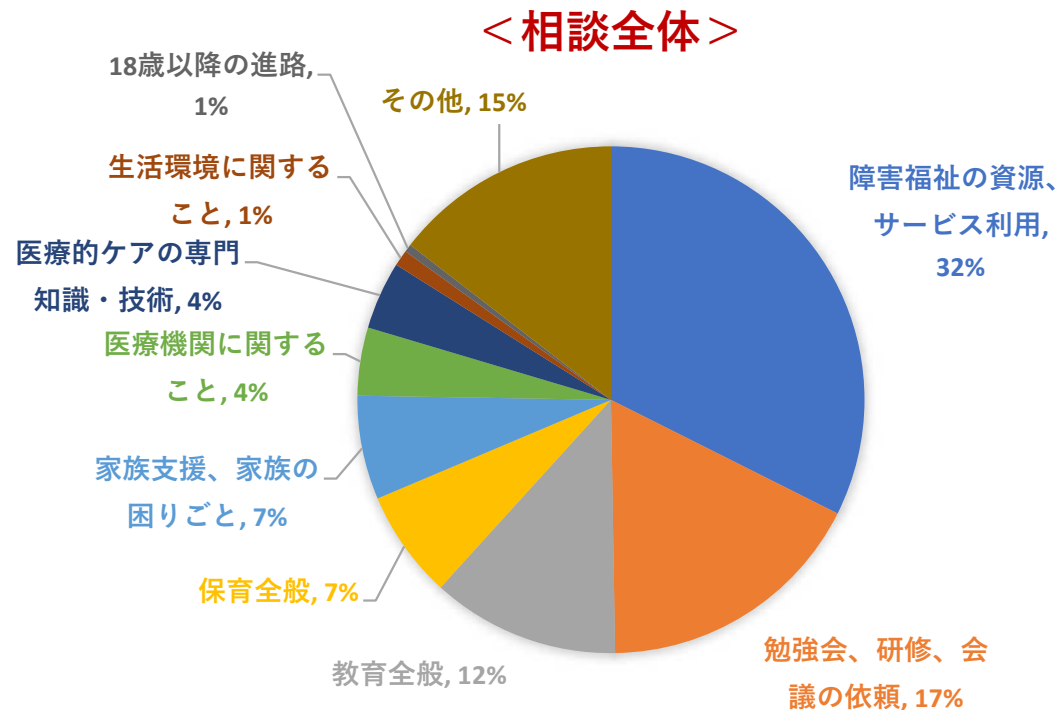
< 4～6歳 >



埼玉県医療的ケア児等支援センター相談状況 ③

7 相談内容内訳（全体）

相談内容	件数	割合
障害福祉の資源、サービス利用	127	32%
勉強会、研修、会議の依頼	68	17%
教育全般	47	12%
保育全般	27	7%
家族支援、家族の困りごと	26	7%
医療機関に関すること	17	4%
医療的ケアの専門知識・技術	17	4%
生活環境に関すること	4	1%
18歳以降の進路	2	1%
その他	57	15%



- ・ 障害制度、資源の相談は、「レスパイト先を探している」「医ケア児者を受け入れている事業所を教えてくださいほしい」などが多い。→資源紹介
- ・ 保育や教育に関しては、関係機関（行政、保育、学校）からは「受け入れるためにどのような準備をすればよいか」、保護者からは「受け入れてもらうために支援してほしい」といった相談が多い。
→事例紹介、訪問支援等

課題、支援のポイント

①医ケア児者を受け入れる事業所が少ない

通所施設で医ケア児者を受け入れたいが、看護師が見つからない、との声もある。
相談支援事業所は、児童の計画相談を扱っていないところが多い。
18歳以降は特に資源が少ない。

②短期入所先が少ない

特に緊急レスパイト先の確保が困難。
一方で、体調不良等によるキャンセルで、急遽空きが出ることも多い。

③就園・就学への不安

受け入れの話し合いや準備がスムーズに進まないことも多く、保護者の不安が大きい。

④情報収集が難しい

利用できる資源があっても、まとめて情報発信している媒体がなく、保護者も支援者も情報を見つけ出すことが難しい。

⑤災害対策への支援

能登地震も起きており、災害時の不安が大きい。
市町村によっては、災害時の個別プランの作成支援を行っている。
非常用電源を含めた非常用具の準備、避難先の調整などができていると安心。

